

北京三友知識産権代理有限公司

2005年第10号(全第46号) 2005年11月1日発行

永和豆漿は、著名商標を“叫ぶ”

新 商標審判規則の五大改正点

国家商標局は、商標譲渡について新措置を導入する

永和豆漿は、著名商標を“叫ぶ”

中国知識産権報 2005-10-21

“永和及び図形”商標は、司法手続中において著名商標と認定された。“十一(10月1日の中華人民共和国国慶節)”連休もようやく終わったばかりの頃、永和豆漿国際チェーン事業中国区本部 上海弘奇食品有限公司(以下「弘奇公司」という。)総経理林建雄氏は、中国知識産権報記者にこの情報を明らかにした。

林建雄氏が記者に知らせたところでは、最も早く“永和”を商標登録し、最も早く永和豆漿ブランドを大陸に引き入れた者は、自分とその兄林炳生氏とのことである。取材中に記者が知ったところによれば、“永和豆漿”は、林氏兄弟が18年をかけて入念に築き上げた豆乳業界の有力ブランドで、1982年から、中国大陸、香港特別行政区及びタイで相次いで“永和”登録商標を取得していた。ブランド創立の当初から、既にブランド経営を事業発展の核心理念として明確にしており、かつ、これを基礎に“中国風、台湾味、兩岸の心”、“永遠の友人、仲良く楽しい家庭”を核心とする企業文化を確立しており、苦心惨憺の果てに、現在では、永和豆漿チェーン店は、大陸地域で既に130余軒を突破し、製品の販路は北米、南米、アジア等の20余の国にまで及んでいる。

弘奇公司法務部長谷東燕氏の説明によれば、永和豆漿は、経営の過程において、知名度が高いことから、常に商標権侵害行為に見舞われてきた。ブランドを浄化し、商標の権利利益を守るため、弘奇公司是、全国各地で弛むことなく権利行使活動を行ない続けてきた。今年初頭、河南省洛陽市 権利侵害者に対して行なった商標権侵害訴訟において、弘奇公司是、あわせて人民法院に“永和”について著名商標としての認定を求める請求を提出した。洛陽市中級人民法院は、開廷審理の結果、今年9月下旬に法律により第一審判決を言い渡し、



判決で、被告は弘奇公司の商標専用権に対する侵害を停止すべき旨を命令し、かつ、“永和及び図形”商標が既に 中華人民共和国商標法 第十四条に規定の著名商標の構成要件に適合することを認め、当該商標を著名商標と認定した。本件被告は、上訴期間内に上訴を提起しておらず、第一審判決は、既に正式に効力を発生している。

また、谷東燕氏は、永和ブランドに秘められている巨大な商業的価値と無形のブランド価値のために、会社は発展の過程において、多種多様な市場“李鬼”に遭遇してきたとも説明している。今年以来、弘奇公司は、さらに力を入れて永和ブランド市場を浄化し、上海、江蘇、浙江、山東、山西、河南等の地方で相次いで大規模な模倣品摘発、権利行使を行い、顕著な効果を収めている。

記者が弘奇公司の代理人弁護士鄭利芳氏を取材したとき、鄭弁護士は、“永和”豆乳は全国で知らぬ者がなく、知名度、評価、名声も極めて高く、実際には疾うに前から著名状態にあるが、本案において著名商標と認定されたことは、当該商標が著名である事実の具体的な反映であるにととまらず、さらに国の法律によって企業の商標の権利利益が認められ、強力に保護されることも表している、と語った。

林建雄氏は、数多くの有名ブランドと同じく、一つの有名ブランドの誕生には、大変長きに渡って苦労し築き上げる過程を経験しなければならず、永和豆漿が法律によって著名商標の認定を受けた後は、上海弘奇食品有限公司は、断固、継続して行政的手段及び司法手続によって、“有名ブランドに寄りかかる”行為への取締りを強化し、全力で永和豆漿国際ブランドを確立、防衛し、この林氏兄弟がブランド創立時に立てた“全世界のすべての中国人に本場の永和豆漿を飲ませる”という目標を実現する、と率直に述べた。

註：“李鬼”... 「水滸伝」に登場する好漢黒旋風李逵の偽者。顔を墨で黒く塗って李逵の容貌に似せ、李逵と同じ二挺斧を武器に、李逵の名を騙って追剥をはたらくが、ある日、旅人を襲ったところ、偶然本物の李逵に遭遇。老いた母を養うために止むなく追剥稼業をしているのだと命乞いし、人情に篤い李逵を騙して難を逃れるが、その後、家の中での妻との話を李逵に立ち聞きされて嘘が発覚。怒った李逵にあえなく首を斬られた。

新 商標審判規則 の五大改正点

信息時報 2005-10-18【李智慧】

新 商標審判規則 は、新 商標法 及び商標法実施条例の附属法規として、先日、第二次改正がなされ、正式に公布、施行されようとしている。これは、中国の知的財産法及び経済建設分野における一大事件であり、世界貿易機関（WTO）の規則に適合させる上で重要な措置でもある。

このために、今号では、中国知的財産研究会名誉会員廖俊銘氏を招き、新規則を解説する。廖俊銘氏の説明によれば、新 商標審判規則 は、以下のい

くつかの点から旧 商標審判規則（以下「旧審判規則」という。）を発展させ、充実させたものである。

第一に、内容がさらに詳細なものとなり、構造が一層合理的になったことである。旧審判規則は、原則的、曖昧であるが、新 商標審判規則 は、審判請求、受理から審理、審理終結までの全過程を重視し、商標審判事件について科学的、詳細に構成しており、複雑な点の簡素化、欠缺の補充、効率の向上、公正の重視、適用性の改善を主な目的としている。

第二に、証拠制度に関する規定に重大な発展がみられる。旧審判規則は、立証期間、証拠交換及び証拠収集の問題しか規定しておらず、商標審判事務及び司法審査の必要には到底応えることができなかった。しかし、新規則は、先進的な証拠理論を指導原理として、審判事件の立証責任、証明基準、各種証拠の提出規格、証拠の証明力の認定、証拠調べ等について、非常に詳細に規定しており、商標審判事件の審理における事実認定に明確な根拠を与えている。

第三に、商標審判の事務手続を科学的に構成している。従前と対比して、新 商標審判規則 の手続は、さらに緻密なものとなされ、商標審判要員と商標審判事件の当事者のいずれにとっても、さらに優れた可運用性を有し、商標審判事件の審理の質及び効率の向上にも資するものであり、商標審判の当事者の適法な権利利益を十分に保護している。

第四に、旧審判規則の関連審判制度について展開がみられる。新 商標審判規則 の規定は、審判事件の審理方式において、公開審判の要件、提出、審決、手続についてさらに一層規範化している。旧審判規則の回避（註：中国法における「回避」は、日本法における忌避、回避の概念の区別がない。）制度に関する規定について、さらに具体的に細分化され、回避申立てを提出する期間、回避申立ての審判要員及び審決、裁定に対する影響、回避決定、不服申立て等について明確化し、具体的に規定している。

第五に、商標審判の実態に立脚して、審判事務における実際の問題を解決することに力を入れている。新 商標審判規則 中では、拒絶不服審判事件、異議決定不服審判、商標局がした登録商標取消裁定の不服審判等の事件の審理範囲について、それぞれ、さらに具体的な限定をしており、商標審判要員の審査事務にさらに明確な基準を与えている。商標法改正前後に、新旧の法律の規定の齟齬から発生した法律の適用問題については、新 商標審判規則 は、“附則”の章中で、それぞれの事情を区別して具体的に規定しており、これは、非常に必要とされるものである。

国家商標局は、商標譲渡について新措置を導入する

中国経済時報 2005-10-10 【喬国棟】

“最近、国家商標局は、人民法院の 司法建議書 の建議を参考に、商標の行政手続のさらなる適正化のため、新措置を導入し、商標譲渡申請書及び商標譲渡契約書の署名押印を厳正に照合することによって、他人の商標の不法な譲渡が多発する現象を効果的に抑止するだろう。”商標局のこの最新の措置を記



者に知らせたのは、中国知的財産研究会名誉会員、北京紅徽国際知識産建代理事務所及び広東紅徽商標代理事務所の董事長廖俊銘氏である。最近、廖俊銘氏は、招請に応じて、国家商標局の“商標行政手続関連問題専門家検討会”に参加した。

商標法 第三十九条は、“登録商標を譲渡するとき、譲渡人と譲受人は、譲渡契約を締結し、かつ、共同で商標局に申請を提出しなければならない。”と規定している。しかしながら、現行の商標譲渡の方式では、真偽が区別できない押印または署名、及び譲受人の営業許可書の写しまたは身分証の写しの2枚のみで支障なく処理することができ、かつ、譲渡双方が締結した“商標譲渡契約書”の提出を求めておらず、これと法律自体の規定は、矛盾しているものであった。また、他人の商標の不法な“奪取”を謀ろうとする者にとっては、現に存在する商標譲渡手続の不備を利用することができていた。不法行為者は、全く商標権者を無視することができ、権利者の押印又は署名を偽造するだけで、直接、商標局で商標譲渡の手続をすることができ、それによって、“適法”の上着をまとめて他人の商標を不法に盗んで自己のものとし、又は他人に売り渡していた。しかしながら、商標局が、商標譲渡の手続をするときに、これらの押印又は署名及び写しの真偽を鑑別することも到底全く不可能である。これは、近年来、商標が度々不法に譲渡されること、及び商標局が訴えられることとなったことの主要な原因である。

国家工商行政管理総局及び商標局は、9月下旬から従来の要領を改善し、次のとおりの措置を講じることで商標譲渡手続を適正化することを決定した。一、商標譲渡申請書上の譲渡人が使用した印影及び署名を、商標登録出願をするときに使用した印影又は署名と照合すること。二、印影が明らかに一致しないものについては、譲渡人に、必ず、印鑑の変更に係る事情を説明し、印鑑管理部門が交付する証明書を提出し、かつ、譲渡人の年度検査を受けた有効な営業許可証副本の写し（押印があること）及び譲渡双方の申請人が締結した譲渡契約書を提出すべき旨を求めること。三、署名が明らかに一致しないものについては、譲渡人に、必ず、事情を説明し、かつ、譲渡人の有効な証明書類（署名）及び譲渡双方の申請人が締結した譲渡契約書を提出すべき旨を求めること。四、印影又は署名が明らかに一致しないものについては、申請人に 譲渡申請補正通知書 を発送し、申請人に、必ず、通知書を受け取った日から三十日以内（往復の郵送は含まない）に、関連要求にしたがって補正すべき旨を求めること。指定期間内に補正されなかったものについては、商標局は、出願人が補正を放棄したものとみなし、その譲渡申請を却下すること。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大廈A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp